20歳になったら国民年金



国民年金は、老後の生活を保障する老齢年金だけでなく、病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、みんなで保険料を出し合い支え合う制度です。

日本国内に住所がある 20 歳以上 60 歳未満のすべての方が加入することは、 法律上の義務です。

学生の皆さんも 20 歳になったら、必ず国民年金に加入しなければなりません。 忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。



Q1 国民年金の加入手続きはどこで行えばいいの?

A. お住まいの市区町村役場国民年金担当窓口で行ってください。



Q2 毎月の保険料はいくら?

A. 保険料(定額)は、月額13、860円です。(平成18年度) なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度や便利な口座振替制度 もあります。



Q3 毎月、13、860円は払えない…そんなときはどうすればいいの?

A. 所得が少なく、保険料を納めることが困難な 20 歳以上の学生の方については、在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができる「学生納付特例制度」をご利用いただけます。申請は、お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口で行ってください。なお、申請は毎年必要です。

対象となる方

大学 (大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校に在学する学生で、 で本人の前年所得が基準以下の方

学生納付特例期間の年金はどうなるの?



		保険料を納付した場合	学生納付特例の場合	保険料が未納の場合
障害基礎年金 遺族基礎年金	受給資格期間	入ります○	入ります〇	入りません×
老齢基礎年金	受給資格期間	入ります〇	入ります〇	入りません×
	年金額に計算	されます○	されません×	されません×

- ◎障害基礎年金および遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。
- ◎学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- ◎学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。 ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。